

岩手県告示第823号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第34条の2第1項の規定により開発許可があったものとみなされる次の開発行為に関する工事が完了した。

平成27年10月20日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 開発区域に含まれる地域の名称 下閉伊郡山田町織笠第10地割8番5並びに第14地割23番11及び24番3
- 2 開発許可があったものとみなされる者の住所及び名称 盛岡市内丸10番1号 岩手県